

【返戻金制度に関する事項】

1. 当社の紹介により就職した者が、自己の意思により短期退職した場合には、求人者から支払われた紹介料について、次の割合で計算された金額を返金するものとする。

- ① 入社～30 日未満で退職した場合、80%に相当する額
- ② 入社～60 日未満で退職した場合、50%に相当する額
- ③ 入社～90 日未満で退職した場合、20%に相当する額

2. 当社の紹介により就職した者が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介料の返金を行わないものとする。

株式会社 MOJA インターナショナル

有料職業紹介事業許可番号；23-ユ-302705